

【海外規制情報】

AU&NZ、モリンガがついに食品の仲間入り??

2024年4月2日、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）は、287-24号通知を発出しました¹。FSANZは行政評価を完了し、以下の申請を許可しました。

「A1294 – 新規食品としてのモリンガ・オレイフェラ」²

オーストラリアとニュージーランドでは、食品として市場に供給される前に安全性を確立するため、非伝統的な食品を対象にFSANZによる新規食品（Novel foods）の評価を行います。今回、モリンガの新規食品申請が提出され、念願かなって新規食品として認められましたので、今後の市場の動きが注目されています。ここではオーストラリアとニュージーランドにおけるNovel foods制度の申請について、事例を用いてご紹介します。

本申請の目的は、オーストラリア・ニュージーランド食品規格規則 1.5.1 の第 3(a)条の別表 25-2 を改正し、オーストラリア・ニュージーランドにおけるモリンガ・オレイフェラの葉（新鮮および乾燥）、未熟な（緑色の）さや、種子油の食品としての使用を許可することである。モリンガ・オレイフェラの葉（新鮮および乾燥）、未熟な（緑色の）さや、種子油は、栄養食品として使用されることを目的としている。

世界は、飢餓、食糧不安、栄養失調をなくす取り組みに逆行している。現在、この世界的な不況環境は、各国政府が画期的な方法を模索し、農業食料システムを積極的に変革することを一層困難なものにしている。しかし、それとは対照的に、政府にとっても地域社会にとっても、栄養価の高い食品のコストを削減し、健康的なホールフードの調達可能性、経済性、持続可能性を高める方法を再考する機会はまだ数多く存在している。

本申請はそのような機会のひとつである。モリンガ（*Moringa Oleifera* Lamarck 種）はモリンガ科に属し、成長が早く、落葉する亜熱帯の樹木で、食品として広く利用されている。本申請において特に興味深いのは、モリンガ・オレイフェラの高タンパク質を有する薄緑色の葉、未熟な緑色のさや、種子油で、これらはすべて食用になる。

国際的には、モリンガ・オレイフェラは「スーパーフード」とみなされ、高い需要があり、最近の欧州市場規模は年間9億300万米ドル、2027年までに19億米ドルに達すると予測されている。米国など他の市場でも同様の成長が見込まれている。オーストラリアでは、2030年までにモリンガ・オレイフェラの潜在的な

市場規模が 200 万～500 万ドルに達する可能性がある」と推定されている。

モリンガ・オレイフェラは、他の地域では長年にわたり食品として認められており、ここオーストラリアでも主要な食品小売店で自由に購入することができるにもかかわらず、規則の基準 1.5.1 に基づき、オーストラリア・ニュージーランドにおける非伝統的な新規食品に分類されることがまだ認められない。よって、本申請は、規則を改正し、オーストラリア・ニュージーランドにおいて、モリンガ・オレイフェラの葉(新鮮および乾燥)、未熟な(緑色の)さや、種子油を食品として使用することを許可することを目指している。この改正案により、オーストラリア・ニュージーランドは、モリンガ・オレイフェラの食品としての使用を承認している他の地域と足並みを揃えることになる。

本改正案は、オーストラリア・ニュージーランドのモリンガ・オレイフェラ産業に利益をもたらすものである。本申請では、独占販売権は主張されていない。この業界ではすでにいくつかの組織が活動しており、今回の改正案が承認されれば、さらに多くの組織がオーストラリア・ニュージーランドでモリンガ・オレイフェラとその製品を生産しようとするのが予想される。

「Application A1294: Executive Summary」²より引用

日本では、モリンガは食薬区分において明確に分類されていませんが、それを加工・配合した「いわゆる健康食品」やスーパーフードが多数販売されています。一方、厚生労働省は、平成 16 年にモリンガの妊婦における使用制限について注意喚起を行いました³。

「食べ物だから基本安全である」といった考え方が浸透している日本では、このように、「食経験はある程度あるが、本当に「食べ物」として考えていいのか」の問題にはグレーゾーンが存在しており、これに起因する食品の安全性リスクも否めません。食の安全性を確保するために、EU の「Novel Food」や米国の「New Dietary Ingredient (NDI)」、中国の「新食品原料」など、諸外国の食品原料レベルの規制に類似した新しい制度設計が期待されています。

参考資料

1. Notification Circular 287-24. FSANZ. 2024 年4月
<https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/circulars/notification-circular-287-24>
2. Application A1294 - Moringa oleifera as a novel food. FSANZ. 2024 年4月
<https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/applications/application-a1294-moringa-oleifera-novel-food>
3. 「Moringa oleifera(いわゆるモリンガ、ワサビノキ※)について」. 厚生労働省. 2004 年 5 月
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/4e-3.html>